

暴風警報・大雨特別警報発令時・地震発生時の登校について

摂津市内に暴風警報（暴風特別警報）、大雨特別警報、または摂津市内のいずれかの地区において、高齢者等避難・避難指示が発令された場合

① 午前7時現在、 「暴風警報（暴風特別警報）」または「大雨特別警報」が発令されている場合	登校を見合わせて自宅で待機させてください。 この時点で給食は中止されます。
② 午前9時までに、 「注意報」に変更、または解除された場合	登校が安全だと考えられる場合はその時点で登校させてください。 授業は午前中までとなります。
③ 午前9時現在、 「暴風警報（暴風特別警報）」または「大雨特別警報」が解除されていない場合	臨時休業といたします。 （学校は休みです）
④ 児童が登校後、 「暴風警報（暴風特別警報）」または「大雨特別警報」が発令された場合	速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して、 教師引率の下で一斉下校します。 ※通常の下校時刻と異なります。お子様が帰宅時に、 確実に家の中に入れるようにしていただくために、カギを 持たせていただくか、または、保護者の方が必ず在宅して いただきますようお願いいたします。

大阪府北大阪地域に、その他の気象（大雨、洪水、雷等）警報が発令されている場合

原則として登校させてください。ただし、雷鳴・雨量などで危険があると判断される時は、自宅待機の措置をとることもあります。

地震（震度5弱以上）の発生・・・臨時休業になります

登校前	自宅待機してください。
登下校中	自分で身の安全を確保し、自宅か学校など安全な場所に避難します。
在校時	教職員の指示に従い、避難し、保護者の迎えを待ち、引き渡します。

地震（震度5弱未満）の発生

学校の施設の被害状況・通学路の状況により、臨時休校の措置をとることもあります。
 臨時休校の連絡がない限り登校させてください。連絡が取れないこともあるので、危険と思われる時は保護者の判断で登校するかどうか決めてください。

その他

学校長が必要と判断した場合、臨時休業措置をとり、下校させることもあります。

警報発令時の給食について

午前7時現在、大阪府北大阪地域に「暴風警報（暴風特別警報）」または「大雨特別警報」が出ている場合、給食はありません。したがって、午前9時の時点で解除され登校しても給食はありませんので、授業は午前中のみになり、4時間目終了後に下校させます。

※尚、暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報が発令されると学童は閉室となります。対応の詳細につきましては、学童より配付されているお知らせ等を参照してください。

※学校への電話での連絡や問い合わせ等はお控えください。（緊急連絡に支障が出る場合あり）

※どんな災害の場合も、不用意に外出させないなど、児童の安全に努めてください。